

香川県立病院等事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成20年12月19日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

香川県病院局管理規程第9号

香川県立病院等事務決裁規程の一部を改正する規程
香川県立病院等事務決裁規程（平成19年香川県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 代決 管理者の補助職員が、一時、<u>院長等又は専決できる者に代わ</u>って決裁することをいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 事務局長等 <u>県立病院等の事務局長、中央検査部長、薬剤部長及び看護部長をいう。</u></p> <p>(委任) 第3条 <u>別表第3</u>の事項の欄に掲げる事項であって、同表の院長等委任の欄に○印をもって示すもの（以下「院長等委任事項」という。）に係る権限は、院長等に委任する。この場合において、同表の決裁区分の欄の院長等の欄に○印をもって示すもの（<u>白鳥病院附属津田診療所長にあっては、院長等委任事項</u>）については、院長等が決裁するものとする。</p> <p>(専決) 第4条 院長等は、<u>別表第3</u>の事項の欄に掲げる事項（院長等委任事項を除く。）であって、同表の決裁区分の欄の院長等の欄に○印をもって示すもの（<u>白鳥病院附属津田診療所長にあっては、同表の事項の欄に掲げる事項（院長等委任事項を除く。）</u>。以下「院長等専決事項」という。）を専決</p>	<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 専決 管理者の補助職員が、常時、管理者又は院長等に代わって決裁することをいう。</p> <p>(3) 代決 管理者の補助職員が、一時、院長等に代わって決裁することをいう。</p> <p>(4) 県立病院等 各県立病院、がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所をいう。</p> <p>(5) 院長等 県立病院等の長をいう。</p> <p>(6) 事務局長等 <u>県立病院の事務局長、薬剤部長及び看護部長をいう。</u></p> <p>(委任) 第3条 <u>別表第2</u>の事項の欄に掲げる事項であって、同表の院長等委任の欄に○印をもって示すもの（以下「院長等委任事項」という。）に係る権限は、院長等に委任する。この場合において、同表の決裁区分の欄の院長等の欄に○印をもって示すものについては、院長等が決裁するものとする。</p> <p>(専決) 第4条 院長等は、<u>別表第2</u>の事項の欄に掲げる事項（院長等委任事項を除く。）であって、同表の決裁区分の欄の院長等の欄に○印をもって示すもの（以下「院長等専決事項」という。）を専決することができる。</p>

することができる。

2 事務局長は、別表第3の事項の欄に掲げる事項であって、同表の決裁区分の欄の事務局長の欄に○印をもって示すもの（以下「事務局長専決事項」という。）及び同表の決裁区分の欄の事務局長等の欄に○印をもって示すもの（以下「事務局長等専決事項」という。）を専決することができる。

3 中央検査部長、薬剤部長及び看護部長は、事務局長等専決事項を専決することができる。

4 前2項の規定にかかわらず、事務局長等は、院長等の決裁することのできる事項のうち院長等があらかじめ指定したものを専決することができる。

5 略

(専決の留保等)

第5条 院長等にあつては院長等専決事項で、事務局長等にあつては事務局長専決事項及び事務局長等専決事項であっても、次の各号のいずれかに該当するものについては、上司の決裁を受けなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(院長等の決裁事項の代決)

第6条 略

(事務局長等の専決事項の代決)

第7条 事務局長等が不在のときは、別表第2の代決者の欄に掲げる職にある者が事務局長等の専決することのできる事項を代決することができる。

(事務局長等の専決事項の取扱いの特例)

第8条 事務局長等及び別表第2の代決者の欄に掲げる職にある者が不在のときは、それらの上司が、事務局長等の専決することのできる事項を決裁することができる。

(報告等)

第9条 略

2 事務局長等は、別表第2の事項の欄に掲げる事項であって、同表の決裁区分の欄の事務局長等の欄に○印をもって示すもの（以下「事務局長等専決事項」という。）を専決することができる。

3 前項の規定にかかわらず、事務局長等は、院長等の決裁することのできる事項のうち院長等があらかじめ指定したものを専決することができる。

4 略

(専決の留保等)

第5条 院長等にあつては院長等専決事項で、事務局長等にあつては事務局長等専決事項であっても、次の各号のいずれかに該当するものについては、上司の決裁を受けなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(代決)

第6条 院長等が不在のときは、別表第1の代決者の欄に掲げる職にある者が院長等の決裁することのできる事項を代決することができる。

(事務局長等専決事項等の取扱いの特例)

第7条 事務局長等が不在のときは、その上司が、事務局長等の決裁することのできる事項を決裁することができる。

(報告等)

第8条 院長等又は事務局長等は、決裁した事項のうち上司において了知しておく必要があると認められるものについては、速やかに上司に報告しなければならない。

2 代決した者は、代決した事項のうち重要と認められるものについては、速やかに上司の後関に付さなければならない。

第10条～第12条 略

別表第1（第2条、第6条関係）

県立病院等	代 決 者	
	第1順位	第2順位
香川県立中央病院	略	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、 <u>服務関係事務</u> については総務企画課長）。ただし、 <u>栄養士及び診療放射線技師に係る特定服務関係事務</u> （別表第3の2の項(3)、(5)、(7)、(8)、(10)及び(11)に掲げるものをいう。以下同じ。）については、 <u>技師長</u>
香川県立丸亀病院	略	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、 <u>服務関係事務</u> については総務企画課長）。ただし、 <u>栄養士及び臨床検査技師に係る特定服務関係事務</u> については、 <u>技師長</u>
香川県立白鳥病院	略	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、 <u>服務関係事務</u> については総務企画課長）。ただし、 <u>診療放射線技師及び臨床検査技師に係る特定服務関係事務</u> については、 <u>技師長</u>
香川県立白鳥病院附属津田診療所	略	

2 代決した者は、代決した事項のうち重要と認められるものについては、速やかに院長等の後関に付さなければならない。

第9条～第11条 略

別表第1（第2条、第6条関係）

県立病院等	代 決 者	
	第1順位	第2順位
香川県立中央病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する副院長、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、 <u>服務関係事務</u> については総務企画課長）
香川県立丸亀病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する医師である職員、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、 <u>服務関係事務</u> については総務企画課長）
香川県立白鳥病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する主任部長、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、 <u>服務関係事務</u> については総務企画課長）
香川県立白鳥病院附属津田診療所	診療業務以外の事務については、事務局長	

香川県立 がん検診 センター	略	サービス関係事務については、事務局次 長。ただし、診療放射線技師及び臨 床検査技師に係る特定サービス関係事務 については、技師長
----------------------	---	---

香川県立 がん検診 センター	診療業務について はあらかじめ所長 が指定する主任部 長、その他の事務 については事務局 長	サービス関係事務については、事務局次 長
----------------------	---	-------------------------

別表第2 (第2条、第7条関係)

専決者	代決者	
	第1順位	第2順位
事務局長	事務局次長	主管課長（サービス関係事務については、 職員の所属する課の長（調理師につい ては、技師長））
中央検査部長	技師長	
薬剤部長	副薬剤部長	
看護部長	副看護部長	看護師長

別表第3 (第3条、第4条関係)

関係事務	事項	院長 等委 任	決裁区分		
			院長 等	事務 局長	事務 局長 等
1 一般 関係事 務	(1) 略	○	○		
	(2) 略	○		○	
	(3) 略	○	○		
	(4) 略	○	○		
	(5) 略	○	○		

別表第2 (第3条、第4条関係)

関係事務	事項	院長 等委 任	決裁区分	
			院長 等	事務 局長 等
1 一般 関係事 務	(1) 略	○	○	
	(2) 帳票を作成し、又は改める こと。 ア イ以外のもの イ 軽易なもの	○	○	
		○		○
	(3) 文書の庁外持出しを認める こと。 ア イ以外のもの イ 軽易なもの	○	○	
		○		○
	(4) 略	○	○	
	(5) 略	○	○	

(6) 略	○	○		
(7) 略	○	○		
(8) 略	○	○		
(9) 略	○	○		
(10) 略	○	○		
(11) 略	○		○	
(12) 略	○		○	
(13) 略	○		○	
(14) 略	○		○	
(15) 略	○		○	
(16) 略	○	○		
(17) 略	○		○	
(18) 略	○	○		
(19) 略				
ア 略	○	○		
イ 略	○		○	
(20) 略	○		○	
備考 略				
2 服務 関係事務	(1) 略		○	
	(2) 院長等の県内旅行を命じ、及びその復命を受けること。		○	

(6) 略	○	○		
(7) 略	○	○		
(8) 略	○	○		
(9) 略	○	○		
(10) 略	○	○		
(11) 庁舎敷地内における駐車を認めること。	○	○		
(12) 庁舎又はその内部の室への立入りを禁止すること。	○	○		
(13) 庁舎内の会議室の使用を認めること。	○	○		
(14) 庁舎内における文書、図書等の頒布若しくは掲示又は物品の販売等を許可すること。	○	○		
(15) 庁舎の防火管理者及び火元責任者を定めること。	○	○		
(16) 略	○	○		
(17) 所管に係る職員住宅への入居を許可すること。	○	○		
(18) 略	○	○		
(19) 国の地方支分部局の長、地方公共団体の長等に対し所掌事務に係る申請、申告、報告、届出、申出及び同意を行うこと。				
ア イ以外のもの	○	○		
イ 軽易なもの	○		○	
(20) 所掌事務に係る証明並びに台帳等の謄本及び抄本の交付をすること。	○	○		
備考 略				
2 服務 関係事務	(1) 略		○	
	(2) 院長等の県内旅行及び所属の職員の内国旅行を命じ、及び		○	

(3) <u>内国旅行を命じ、及びその復命を受けること。</u>				
ア <u>所属の職員（イの職員を除く。）に係るもの</u>		○		
イ <u>事務局、中央検査部、薬剤部又は看護部の職員（事務局長等及び医師である職員を除く。以下「事務局等職員」という。）に係るもの</u>				○
(4) <u>院長等及び所属の職員の病気休暇（公務又は通勤による負傷又は疾病に係るものを除く。）、特別休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）第15条第1項第2号、第4号、第6号、第7号及び第15号から第17号までに掲げる場合のものに限る。）及び部分休業の承認等</u> <u>をすること。</u>		○		
(5) <u>年次休暇及び特別休暇（(4)に掲げるものを除く。）の承認等</u> <u>をすること。</u>				
ア <u>院長等及び所属の職員（イの職員を除く。）に係るもの</u>		○		
イ <u>事務局等職員に係るもの</u>				○
(6) <u>白鳥病院附属津田診療所長及び所属の職員の職務に専念する義務を免除すること（職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第2号）第2条第3</u>		○		

その復命を受けること。				
(3) <u>院長等及び所属の職員の休暇（病気休暇（公務又は通勤による負傷又は疾病に係るものに限る。）及び介護休暇を除く。）及び部分休業の承認等</u> <u>をすること。</u>			○	
(4) <u>白鳥病院附属津田診療所長及び所属の職員の職務に専念する義務を免除すること（香川県病院局事務決裁規程（平成19年香川県病院局訓令第4号）別表第1の4の項第9号及び第10号</u>			○	

号、第7号及び第8号に掲げる 場合に限る。)				
(7) 職務に専念する義務を免除 すること（香川県病院局事務決 裁規程（平成19年香川県病院局 訓令第4号）別表第1の4の項 第9号及び第10号並びに(6)に 掲げるものを除く。)				
ア 白鳥病院附属津田診療所 長及び所属の職員（イの職 員を除く。）に係るもの		○		
イ 事務局等職員に係るもの				○
(8) 時間外勤務、休日勤務、夜 間勤務又は宿日直勤務を命ずる こと。				
ア 院長等及び所属の職員（ イの職員を除く。）に係る もの		○		
イ 事務局等職員に係るもの				○
(9) 略		○		
(10) 週休日の振替又は半日勤務 時間の割振り変更を行うこと。				
ア 院長等及び所属の職員（ イの職員を除く。）に係る もの		○		
イ 事務局等職員に係るもの				○
(11) 代休日を指定すること。				
ア 院長等及び所属の職員（ イの職員を除く。）に係る もの		○		
イ 事務局等職員に係るもの				○
(12) 略			○	
備考 (2)から(12)までの事項については、白鳥病院附属 津田診療所長は、所属の職員に係るもののみを専決し、				

に掲げるものを除く。)				
(5) 院長等及び所属の職員の時 間外勤務、休日勤務、夜間勤務 又は宿日直勤務を命ずること。		○		
(6) 略		○		
(7) 院長等及び所属の職員の週 休日の振替又は半日勤務時間の 割振り変更を行うこと。		○		
(8) 院長等及び所属の職員の代 休日を指定すること。		○		
(9) 略		○		
備考 (2)から(9)までの事項については、白鳥病院附属 津田診療所長は、所属の職員に係るもののみを専決し、				

		白鳥病院附属津田診療所長に係るものは、白鳥病院長が専決するものとする。			
3 略	(1) 略		○		
	(2) 略		○		
	(3) 略		○		
	(4) 略		○		
	(5) 略		○		

		白鳥病院附属津田診療所長に係るものは、白鳥病院長が専決するものとする。			
3 放置自動車の処理に関する条例関係事務（院長等が管理する土地の区域内の放置自動車に係る事務に限る。）	(1) 当該職員に、放置自動車に警告書をはり付けさせ、又は放置自動車について調査をさせること。		○		
	(2) 放置自動車を移動し、及び保管し、又はその旨を通知し、若しくは通知すべき内容を公示すること。		○		
	(3) 放置自動車の所有者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。		○		
	(4) 勧告に係る措置をとらなかった者に対し、その措置をとるべきことを命ずること。		○		
	(5) 放置自動車を処分すること。		○		

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。